

〇〇合同会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、〇〇同会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 〇〇の製造及び販売
- (2) ××××××××
- (3) ××××××××
- (4) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県〇〇市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当社の社員の氏名及び住所、出資の目的及び価額は、次のとおりである。

埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

社員 〇〇 〇〇 金〇〇万円

埼玉県△△市△△町△丁目△番△号

社員 △△ △△ 金△△万円

(社員の責任)

第6条 当社の社員は、その全部を有限責任社員とする。

(持分譲渡の制限)

第7条 社員は、その持分の全部又は一部を譲渡する場合には、他の社員全員の承諾を要する。

第3章 業務執行及び代表権

(代表の執行)

第8条 当社の業務は、業務執行社員がこれを執行するものとする。

業務執行社員は、〇〇 〇〇とする。

(代表社員)

第9条 当社の代表社員は、総社員の互選により定める。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第10条 新たな社員の加入は、その社員に係る定款の変更をした時にその効力を生ずるものとする。

(任意退社)

第11条 各社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができる。この場合においては、各社員は3か月前までに退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各社員はやむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社)

第12条 各社員は、会社法第607条の規定により、退社する。

2 前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合においては、当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する。

第5章 計算

(事業年度)

第13条 当会社の事業年度は、毎年〇月〇日から△月末日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第14条 当会社の設立当初の事業年度は、当会社設立の日から平成〇年△月末日までとする。

第15条 本定款の変更は、総社員の同意によってこれを行う。

(定款に定めのない事項)

第16条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

以上、〇〇合同会社設立のためこの定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

社員 〇〇 〇〇 ⑩

埼玉県△△市△△町△丁目△番△号

社員 △△ △△ ⑩